



令和3年7月1日発行

第217号

発行所

綾部市森林組合

綾部市宮代町前田20番地5

TEL 42-1035(代)

43-0260 (井倉販売所)

印刷所 株式会社オカムラ

林業こよみ

- ◆下刈・クズ防除
- ◆しいたけほだ木の管理
- ◆間伐、除伐



暑中お見舞い

綾部市森林組合

代表理事組合長 角山 宏



盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝でご活躍のこととお慶び申し上げます。平素は、組合の事業推進におきまして、各般にわたり格別のご支援、ご協力を賜っておりますことを厚く御礼申し上げます。

ところで、今年の梅雨は平年より3週間も早く5月中旬に梅雨入りし、五月晴れの清々しい晴天をあまり味わうことができない年となりました。梅雨明けの予想は平年並みの7月中旬と言われており、組合だより7月号が組合員の皆様のお手元に届く頃には酷暑の最中になっているものと思われれます。

この梅雨入りの状況を見ても気象の異常が見受けられ、最近の異常気象による想定外の災害が多発している状況の中で、今年1年大きな災害の発生のない平穏な年であることを願うばかりでございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、京都府においても先月20日まで出されていましたが緊急事態宣言が解除され、今日11日までまん延防止等重点措置に移行されたところですが、感染者数の減少傾向にはあるものの、コロナ対策の切り札となるワクチン接種も完了までもう少し時間を要し、さらに、新たな変異株のまん延が危惧されているなど、まだまだ予断を許さない状況にあります。組合員の皆様におかれましては、ウィズコロナ社会を迎えて、引き続き感染防止対策の徹底をよろしく願います。

一方、コロナ禍により予想外の木材価格が世界的に高騰する「ウッドショック」の現象が国内の木材市場に始めています。

この要因は、米国の住宅市場の急回復に加え、コロナ禍による世界的な「巣ごもり需要」で海運コンテナが不足していることにより、輸入木材の供給不足が顕在化し、国産材の価格が急上昇しているものであります。

この傾向が、一時的なものなのか、長期的な流れになるものなのか見極めていく必要があります。一部の報道では、世界的な木材不足が長期化するという見方もあり、組合にとってこの動向が林業の活性化の契機となることを願いたいものです。

綾部市森林組合としましては、今後とも先人が守り育ててこられた綾部の豊かな森林を次代に引き継いでいくため、関係機関と連携して適正な森林整備に取り組んでまいりますので、どうか変わらぬご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

また、今年も、組合運営の根幹をなします3年に一度の総代選挙の年となります。組合の総合協力委員をお世話になっております各地区の連長様を通じ総代の選出をお世話になりますが、その節には何とぞよろしくお願いたします。

後になりましたが、暑い日が続きますが、くれぐれもお体に十分ご自愛いただきますようお願い申し上げます。暑中お見舞いのご挨拶とさせていただきます。

綾部市が森林経営管理制度を活用してモデル地区での間伐と境界明確化を実施

綾部市農林商工部林政課林業振興担当
主任 伊賀原 司

森林経営管理制度について

平成 31 年 4 月に『森林経営管理法』が施行され、森林の適切な管理について所有者の責務が明確化され、「森林経営管理制度」がスタートしました。森林所有者自らが適正に管理できない場合に、所有者の意向を確認した上で、所有者に代わり市が森林の管理を実施します。市は管理権を取得した森林について、林業経営に適した森林は林業事業体に経営を再委託することができ、また、林業経営に適さない森林に関しては市が自ら間伐（伐り捨て）などの管理を行います。

綾部市内のモデル地区での取組み

綾部市ではこの制度の実施に伴い、モデル地区を定め、令和元年度から市内の 2 か所において、この新たな森林経営管理制度による取組みを進めています。（図 1 に位置を記載）

① 長野地区（奥上林）

綾部市が森林所有者から経営管理権を取得し、市町村森林経営管理事業による間伐を実施

年度	筆数	間伐した面積
令和 2 年度	21 筆	2.60ha
令和 3 年度	21 筆	2.89ha(予定)

② 水梨地区（中上林）

今後の森林整備を見据えて、同意が取得できたところから順次境界明確化を実施

年度	筆数	境界明確化をした面積
令和 2 年度	6 筆	5.78ha
令和 3 年度	45 筆	24.86ha(予定)

【経営管理権】

森林所有者からの委託を受けて、伐採等を実施するために市町村に設定される権利です。あくまで立木の伐採や造林等を行うための権利であり、土地の所有権は移転されません。

【市町村森林経営管理事業】

市町村が所有者から経営管理権を取得した森林は、自然的条件に照らして「林業経営に適した森林」と「林業経営に適さない森林」に分けられ、林業経営に適した森林は『意欲と能力のある林業経営者』にその実施権をお渡しし、林業経営をお任せします（経営管理実施権の配分）。

その一方、林業経営に適さない森林は、市町村が直接間伐等を実施し森林の適切な管理を行います。この市町村が直接実施する事業を『市町村森林経営管理事業』と言います。

【境界明確化】

間伐などの森林整備は森林所有者の同意を得て実施しますので、森林境界がはっきりしていることが前提条件となります。あらかじめ境界を明確化しておくことでスムーズに森林整備を実施することができます。今後、地籍調査を実施する際の基礎のデータとなります。

森林所有者の意向調査を進めていく順番（意向調査実施計画）

森林組合だより 214号(令和2年10月1日発行)でもお知らせしましたが、綾部市では整備が必要な森林の洗い出し作業を行い、森林所有者に「森林の今後の経営管理」の意向を伺うための『意向調査実施計画』を定め、整備が必要な森林が多い区域の順位付けをしました。順位と区域については【表1】と【図1】でお示ししています。

意向調査の実施には、国の指針では15年程度で市内を一巡することが目安とされています。しかしながら、綾部市のように森林面積が大きな自治体は20年程度かかることも見込まれるため、綾部市ではこの順番によらずとも森林経営管理の要望の受け入れができるよう『綾部市森林経営管理推進会議』で検討を進めてきました。

【綾部市森林経営管理推進会議】

綾部市、京都府、林業関係機関で組織する第三者委員会で、森林経営管理制度の適切な実施について、検討・意思決定を行います。これまでに、モデル地区の設定や意向調査実施計画の策定、市が集積する森林などの決定を行ってきました。

【表1】 各区域の意向調査実施順

順位	区域名	順位	区域名	順位	区域名
1	中上林2	8	奥上林4	15	口上林2
2	志賀郷	9	東八田2	16	中上林3
3	奥上林1	10	奥上林5	17	奥上林2
4	山家2	11	物部	18	口上林1
5	東八田1	12	西八田	19	綾部
6	豊里	13	山家1	20	吉美
7	中上林1	14	中筋	21	奥上林3

1 綾部市森林経営管理意向調査実施計画(令和2年3月11日策定)に基づく

2 この表を基に、概ね20年で市内を一巡することを目標とする。

詳しくは綾部市のホームページでも公表しています。



【図1】 意向調査実施計画の区域図

地元要望等によって森林経営管理の受け入れを行っていく要件等

森林の経営管理をするためには、一筆ごとや飛び地の場合は効率良く管理をすることは難しく、「一定のまとまり」で森林を集約することが重要になってきます。そのため、綾部市では次のように受け入れの要件を定めました。

この制度を進めていくために大きなハードルとなっているのが所有者の探索です。明治生まれの方から登記所有者が変わっていない場合や、20名を超える共有名義林など、相続人や実際に管理されている方の探索に多くの時間を費やしているのが現状で、地元の方々の協力が必要不可欠です。そのため集落単位、もしくは隣接する集落で集約していただければ優先的に受け入れていこうと考え、要件を定めました。

◆対象森林

概ね 30ha 以上の森林（集落単位もしくは隣接する複数の集落で集約）

ただし、含まれる人工林の面積や集約可能な森林かどうかを判断し、森林経営管理制度を活用した森林整備の必要性について判定を行います。

◆経営管理で実施する内容

人工林の間伐・造林等の森林整備

（天然林については一体的に整備する必要が無い場合は整備の対象外とします）

◆受け入れの要件

- ア 所有者及び相続権利者（以下、「所有者等」という）が明らかであること
- イ 共有林については所有者等の全員からの同意が得られる見込みがあること
- ウ 境界明確化及び市が経営管理権を取得するにあたって確実に同意が得られること
- エ 管理上支障となるもの（不法投棄物等）がないこと
- オ その他市の業務進行に必要な協力が得られること
- カ 市が集約すべきと判断した森林であること

なお、崩壊地等の森林経営が不可能な箇所については経営管理の対象外とします。

◆受け入れ後の取り扱いについて

要件に合致し、市が受け入れを決定することとなった森林については、市が以下のとおり事業を進めます。なお、申出があった場合は、意向調査は行いません。

- ・境界明確化の実施（境界が未確定等の場合）
- ・相続権利者の探索
- ・森林経営管理権集積計画の作成と同意取り付け（経営管理権の取得）
- ・森林経営管理実施権配分計画の作成と公募（民間事業者への経営管理権の配分）

この情報を含め、森林経営管理制度については綾部市のホームページでも掲載しています。ご不明なことがありましたら、林政課までお尋ねください。

令和3年度から「林政課」が創設されました

森林行政や有害鳥獣対策の担当部署は昨年度まで「農林課 林業振興担当」でしたが、本年度からは「林政課」が創設され、「林政課 林業振興担当」が担います。

森林経営管理制度の仕組み



適切な経営管理を実施していない森林について、

- ① 市町村が森林所有者に、所有する森林を今後どのように経営管理したいか、御意向を確認します。
- ② 所有者が市町村に経営管理を委託したいと回答頂いたときは、市町村と協議の上、必要に応じて経営管理の委託手続きを行います。

市町村に森林の経営管理を委託した場合、

- ③ 林業経営に適した森林は、市町村が林業経営者に経営管理を再委託し、
- ④ 林業経営に適さない森林は、市町村が自ら森林の管理を行います。

(出展:森林経営管理制度 林野庁パンフレット(ホームページより))

〈別表〉

令和2年度「豊かな森を育てる府民税」を活用した事業一覧

事業名	事業概要	
安心・安全で災害に強い森林づくり	人と森をつなぐ環境整備事業	公共治山工事と一体的に行う府内産木材を利用した林内歩道等のアクセス整備
	豊かな森づくり推進事業	花粉の少ないスギ等の植栽等の支援、主伐後の環境林造成技術の確立等
	未来へつなぐ安心・安全の森づくり事業	流木発生のおそれのある危険木の伐採・除去等
	災害防止森林整備事業	倒木や表土流出により人家等に被害を与えるおそれがある区域における、危険木の除去や簡易防災施設の設置等
府内産木材の需要拡大	京都の木のまち拡大事業	府の公共施設、民間の施設や住宅などにおいて、府内産木材を利用した木造化や木質化、木製品の導入等を支援
	CLT普及促進事業費	CLTの設計等総合相談窓口の設置 (※CLT:板の層を各層で互いに直交するように積層接着した厚型パネル)
森林資源の多様な活用	伝統工芸の森プロジェクト事業費	漆の生産拠点「伝統工芸の森」の造成等
健全で多様な森林づくり	府民参加型里山ふれあい事業	荒廃した里山の整備を府民公募により実施
	豊かな森林継承事業	全国育樹祭を契機とし、「木材需要の喚起・消費拡大」「森を学ぶ・体験する」「次世代の育成」をテーマにイベントを開催
	京の森林文化を守り育てる支援事業	地域住民による社寺の森の保全など、京の森林文化を将来に伝える取り組みを支援
	京の森と木魅力発信事業費	林業や木の文化を発信するイベントの実施等
地域の状況に応じた取組	地域振興推進費	豊かな森を育てる府民税の趣旨に合致する広域振興局管内の森林・林業の特色に着目した事業の実施
	豊かな森を育てる府民税市町村交付金	豊かな森を育てる府民税の趣旨に合致する市町村事業に対して交付金を交付



深謝

綾部市森林組合
代表理事組合長 角山 宏

先月、組合事務所の窓口に来られた女性の方から、組合だより4月号に掲載していました新規作業員の紹介記事を見て、慣れない山仕事で筋肉痛でお困りではないかと、たくさんの湿布葉のご提供をいただきました。

以前にも、新規作業員の紹介記事を見て湿布葉をいただいた女性の方で、お名前をお尋ねしましたが味方町にお住まいとだけおっしゃってお帰りなられましたので、組合としてお礼を申し上げることができず、今回7月号の組合だよりの紙面にお礼の記事を掲載させていただいた次第です。

今回ご提供いただきました湿布葉につきましては、早速新人作業員を中心に配布させていただき、日々活用させていただいております。

今日までの心温まるご配慮に衷心より深く御礼を申し上げます。

お盆休みのお知らせ

少し早いようですが、お盆休みについてお知らせします。
8月12日（木）～8月15日（日）の4日間とさせていただきます。組合員の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願い致します。
8月16日（月）から通常営業いたします。

組合員様へのおねがい

森林組合は、組合員様により成り立っている協同組織です。
現在、綾部市森林組合の組合員様は、正組合員4,021名、准組合員139名、合計4,160名（令和3年2月1日現在）の組合員様により組織されております。

以下の届出用紙を準備しておりますので、組合員様に異動等がございましたら、森林組合まで届出をよろしくお願いいたします。

- 加入届：新規に組合員として加入したい場合
- 名義変更届：組合員様がお亡くなり、引き続き組合員を希望される場合
- 住所変更届：市内・市外問わず、組合員様の住所に変更があった場合
- 脱退届：組合員を辞めたい場合
- 払込済出資金証明申請書：払込済出資金の残高確認・残高証明が必要な場合



綾部市森林組合職員の募集について

綾部市森林組合では、職員を募集しております。

森林・林業を取り巻く状況は大変厳しいものがありますが、一昨年に創設された森林環境税並びに森林経営管理法の施行、さらに、昨年菅首相が地球温暖化対策として発出された、2050年度までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ宣言などにより、森林の整備が急務となってきており、地域林業の担い手確保が喫緊の課題となっております。

このため、綾部市森林組合では、健康で、「やる気」「体力」があり、森林・林業に関心のある方を募集しております。

是非一度お声掛けて下さい。

募集内容

募集人数	若干名
業務内容	測量業務、伐採業務、一般事務、その他
就業場所	事務所及び綾部市内一円
給与	当組合規定による
賞与	当組合規定による
通勤手当	当組合規定による
住宅手当	当組合規定による
退職金	当組合規定による
加入保険	健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、その他
雇用形態	職員
休日	週休2日制（業務繁忙の時は休日出勤有り）
年齢	概ね30歳までの健康な方
学歴	高校卒業以上
就業時間	8時00分～17時00分
資格等	運転免許（普通免許以上、AT限定OKですが、できればMT希望）
応募書類	履歴書、卒業見込証明書（卒業見込みの方） 「森林について」のレポート（A4用紙2枚程度）
定年制	有り 60歳（但し、本人が希望すれば65歳まで就業可能）



今年も
やります!!

好評

お盆特別セール

店舗商品5%引き(一部商品除く)

期間 8月2日(月)~
8月6日(金)

※水曜・祝・
土日定休日

(期間中の営業時間9時から16時30分まで)

パワフルな使用感で、平地から傾斜地までハードな雑草刈りに
オールマイティに活躍します。



5台
限定!!

Husqvarna

刈払機 226RJ

排気量25.4cm³
本体乾燥質量4.4kg

39,600円(税込)

※期間中のみ特別価格です。

林業センター使用について(使用制限解除のお知らせ)

新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除され、綾部市より公共施設の使用条件について、収容人数を定員の半分以下、閉館時間を午後8時までとしていた使用制限を解除してご利用いただけるようになっていきます。

尚、引き続き感染拡大防止のため、マスクの着用、会場の使用前・使用後に使用設備の除菌はご協力頂きますようお願い致します。



編集後記

今回の組合だよりに、今年度新たに組織化された綾部市農林商工部林政課に寄稿して頂き、環境譲与税を活用した森林経営管理制度による綾部市内のモデル地区での間伐と境界明確化の取り組みについて詳しく説明して頂いております。個人で負担する税金が、森林整備にどのように生かされて行くかが分かると思っています。

森林に対して関心が薄れている様に思える昨今ですが、森林の果たす役割を考えると放置してはならない問題だと思えます。

朝ドラで主人公が勤務しているのが森林組合とのこと、親戚や知り合いから、こういう所で頑張っているのねと言われることが増えました。

また、組合だよりも触れています、市内の方から、山で働いておられる方は大変だろうからと沢山の湿布葉を寄付して頂きました。皆さんから頂くエールを仕事でお返し出来る様に頑張りたいと思います。

記事は他にお盆セール・林業センターの使用について等、組合からのお知らせを載せています。

次の組合だよりは十一月を予定しています。

